

避難計画等についての質問事項（内閣府原子力防災担当・原子力規制庁）

1. 安定ヨウ素剤の服用・事前配布について

(1) 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」58頁で、「原子力規制委員会が必要性を判断」することになっている。この問題について、前回9月9日の交渉では「必要性を判断する具体的・明確な基準は持っていない」「専門家が判断するが誰が専門家なのかは知らない」とのことだった。

福島原発事故から5年以上も経ているのに、判断基準がないこと等について、規制庁は「どういった専門家で、どういったタイミングで、何をどう判断するのかというところですね、いったんうちの方で持ち帰ったうえで、具体的にその中身を確認したい」という回答だった。

具体的に確認した結果について、明らかにすること。

(2) 原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）の「原子力災害対策マニュアル」116頁で、安定ヨウ素剤の服用については、下記のように、避難・一時移転時に服用を指示するようになっており、規制委員会の「指針」とは異なっている。

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用

UPZ内の地方公共団体に対しては、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、避難及び一時移転と併せて安定ヨウ素剤の服用を指示する。

(a) 規制委員会の「指針」でも、少なくとも避難・一時移転時に服用することを明確にすべきではないか。

(b) 避難・一時移転時に服用するためには、避難時に数分の「簡易問診」を行うのではなく、PAZと同様に事前に医師の問診をしっかりと受けて事前配布すべきではないか。

(3) 10月10日に行われた佐賀県の原発事故避難訓練では、避難集合場所での説明で「授乳中のご婦人は服用後1～3日程度は母乳の授乳を避けてください」という話があり、住民はざわめきたった。すぐにミルクに変えることはできないし、ミルクの調達も事故の最中に困難だ。

また、福井・京都・佐賀の防災訓練では、避難集合場所で「安定ヨウ素剤の服用に係る注意事項」が住民に渡された。そこには下記のような記載がある。

「服用後、慎重に様子を見ていただきたい方」として、例えば「8. 次の薬剤を服用されている方 カリウム含有製剤（カリウム補給）／リチウム製剤（躁うつ病治療）／抗甲状腺薬／高血圧治療薬（アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、カリウム貯留性利尿剤、ACE阻害剤）」があげられている。このような薬を服用している人は多く、服用後に慎重に様子を見ると書かれているだけでは判断が難しいことは明らかである。

これらのことから、やはり事前の説明と配布が必要ではないか。

2. 要援護者の早期避難の見直しについて

11月16日の規制委員会で、田中委員長は、PAZ内の要援護者の避難について今後指針を見直すと発言した。現行の指針では、要援護者は「10条通報」で避難を開始することになっている。

田中委員長は、「放射線被ばくによって何か障害が出たという事例はいまのところはない、確率的な話をすると切りがないが。一方では、避難に伴って数百人とか1,000人を超える犠牲者も出ている。どちらに重きを置くのか」等と述べて、要援護者の早期避難の見直しを指示している。

- (1) 5km 圏内住民が避難する前に要援護者の避難を行うという現行の指針は、要援護者は避難に時間がかかるため、被ばくを避けるために早期避難としているのではないか。
- (2) 早期に避難させない場合、どのような見直しを想定しているのか。

3. スクリーニングの場所の問題について

前回 9 月 9 日の交渉では、スクリーニング場所が一方通行になっておらずマニュアルに違反している場所（あやべ球場、美山長谷運動公園）について、「福井とか京都府に働きかけて、場所の選定の方をもう少し考えてもらった方がいい」との回答だった。福井県や京都府に働きかけは行ったのか。

4. 放射線の感受性が強い若い女性職員について

9 月 30 日の内閣府文書回答では、「実際の事故時には、若い女性職員は誘導係等から外すべき」という認識について、「関係自治体には、改めて周知を実施しております」との回答だった。しかし、11 月 4 日の京都府への申し入れで、内閣府からそのような話は聞いていないと京都府は答えている。自治体に伝えていないのはなぜか。いつ周知するのか。

5. 「粘着カーペットクリーナー」での除染について

10 月 10 日に行われた佐賀県の原因事故避難訓練では、住民避難車両のスクリーニング後の除染を「乾式除染」とし、「粘着カーペットクリーナー」で行っていた。洗車用ブラシとセットで使うということだが、これで除染したといえるのか。ふき取った後の紙は業者に渡して一般ごみ扱いということだったが、そのような処理の仕方はおかしいのではないか。

6. 熊本地震を踏まえた避難計画、特に「屋内退避」の見直しについて

- (1) 「屋内退避を基本とする方針の見直しは必要ない」との規制庁の見解は、具体的にどこの部署でどう検討したのか。
- (2) 内閣府は滋賀県知事らの要請を踏まえて、屋内退避方針の改善点を検討中ということだったが、その結果について明らかにされたい。
- (3) 佐賀県の避難訓練では熊本地震を踏まえ、「地震による通行止めにより、計画とは違うルートを通して避難する」訓練が 2 地区の住民避難訓練で行われた。熊本地震では一時 470 か所が通行止めになったというが、訓練では通行不能箇所は 1 か所のみで、集合場所で住民に「通行止め箇所」と「代替ルート」をあらかじめ記した地図を配布していた。時々刻々と災害状況は変わっていくものであり、このような訓練では突発的な事態に対応できず、熊本地震を踏まえた訓練と言えないのではないか。
- (4) 各地で行われた避難訓練において、熊本地震の教訓が具体的にどのように反映されたのか明らかにされたい。

7. 地域防災計画（原子力災害対策編）における原発事故の想定について

地域防災計画（原子力災害対策編）における被害想定を考え方を明らかにされたい。例えば、佐賀県地域防災計画の（地震・津波編）では、最悪で死者四千三百人と想定され、建物やインフラ等の被害も想定されている。しかし原子力災害対策には具体的な記載はない。これでは実効性のある計画は策定できないのではないか。